平成２４年（再イ）第６３号

川崎市幸区小倉３丁目８番19号

再生債務者　森　　宏

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年３月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年３月15日

横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（再イ）第３３号

山梨県笛吹市御坂町井之上1440番地７

再生債務者　佐野ふさ江

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年３月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年３月15日

甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（再イ）第８２号

大阪府岸和田市加守町４丁目31番21―707号

再生債務者　富原　菜々

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年３月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年３月15日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２４年（再ロ）第７号

大阪府泉南郡熊取町大久保南２丁目20番13号

再生債務者　金津　芳治

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年３月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年３月15日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第 26 号

平成16年10月６日独立行政法人都市再生機構東日本支社公告第３号で公告した都市計画道路の新設に関する工事を次のとおり完了するので独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第18条第５項の規定に基づき公告する。

平成 25 年３月 29 日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　石渡　廣一

記

1　特定公共施設の種類及び名称　仙塩広域都市計画道路事業３・３・322号長町八木山線

2　工事施工区間　宮城県仙台市太白区八本松２丁目51番から郡山１丁目12番６まで

3　工事の種類　都市計画道路の新設に関する工事

4　工事の完了の日　平成25年３月31日

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部千葉ニュータウン事業本部公告第３号

都市計画公園の新設に関する工事が次のとおり完了するので、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第18条第５項の規定に基づき、公告する。

平成 25 年３月 29 日

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部
千葉ニュータウン事業本部
本部長　佐々木公陽

特定公共施設の種類及び名称	工事の施行区域	工事の種類	工事の完了の日
都市計画公園３・３・３号七次第二公園	千葉県白井市野口の一部地内	都市計画公園の新設に関する工事	平成25年３月29日
都市計画公園４・４・２号南山地区公園	千葉県白井市南山一丁目の一部地内	都市計画公園の新設に関する工事	平成25年３月29日
都市計画公園３・４・６号浦幡新田公園	千葉県印西市木刈一丁目の一部地内	都市計画公園の新設に関する工事	平成25年３月29日
都市計画公園３・３・14号草深第２公園	千葉県印西市原二丁目の一部地内	都市計画公園の新設に関する工事	平成25年３月29日

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構埼玉地域支社公告第４号

独立行政法人都市再生機構は、次のとおり都市計画事業を施行するので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき、公告する。

平成 25 年３月 29 日

独立行政法人都市再生機構埼玉地域支社
地域支社長　小林　昭次

1　都市計画事業の種類及び名称　草加都市計画公園事業３・３・02号松原近隣公園

2　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

3　事務所の所在地　埼玉県さいたま市南区沼影一丁目10番１号

4　事業地の所在　埼玉県草加市松原三丁目地内

独立行政法人都市再生機構埼玉地域支社公告第５号

独立行政法人都市再生機構法（平成15年６月20日法律第100号）第18条第１項の規定により、都市計画公園の新設に関する工事を次のとおり開始するので、同条第４項の規定に基づき公告する。

平成 25 年３月 29 日

独立行政法人都市再生機構埼玉地域支社
地域支社長　小林　昭次

1　特定公共施設の種類及び名称　草加都市計画公園３・３・02号松原近隣公園

2　工事の区域　埼玉県草加市松原三丁目地内

3　工事の種類　都市計画公園の新設に関する工事

4　工事開始の日　平成25年４月１日

車両制限令第３条第１項第２号イに定める道路の指定の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第６号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第１項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、次のとおり指定する。

平成 25 年３月 29 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　廣直

1．指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）	神奈川県海老名市中新田字二番河原3289番94から神奈川県厚木市上依知字鬼ケ谷762番34まで

2．指定する期日　平成25年３月30日

車両制限令第３条第１項第３号に定める道路の指定及び同令第10条第１項に定める通行方法の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第７号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第１項又は第２項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号及び第10条第１項の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成 25 年３月 29 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　廣直